

Shoku-iku

全調協の 食育インストラクター 認定試験実施案内

2026年度 春季

2027年1月16日[土] 13:30—14:30

試験会場: 在学する(在学した)調理師養成施設

「食育インストラクター」認定登録制度創設の目的

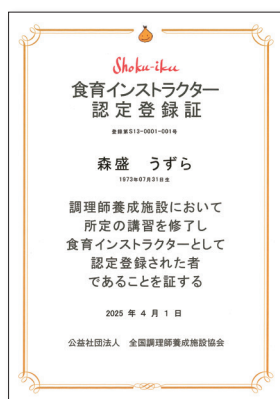
2005年に食育基本法が制定され、全国規模の食育推進活動が活発に展開されるようになりました。この食育基本法の中には、調理師もまた食育推進の担い手であることが、はっきりと記されています。

当協会では、このような状況を踏まえ、養成施設において、**食育も指導できる質の高い調理師を育成すること**をめざし、「食育インストラクター」認定登録制度を創設しました。

「食育インストラクター」認定登録制度の概要

全調協の「食育インストラクター」認定登録制度は、調理師養成施設が在学生及び卒業生等に対し、当協会の定める「食育インストラクター」実施要綱に基づいて講習及び試験を実施し、その合格者を当協会が認定登録する資格です。

※全調協の食育インストラクター認定者は、NPO日本食育インストラクター協会が行うNPO日本食育インストラクター2級の受験資格が得られます。



認定登録証・バッジ

「食育インストラクター」認定試験実施概要

受験資格

下記の①及び②をすべて満たす者。

- ① 2027年3月卒業見込みの者または既卒者。
- ② 「食育インストラクター」認定登録実施要綱に基づく認定講習を終了した者。

受験申請

- ① 「食育インストラクター」認定試験申込書
- ② 受験手数料…受験する養成施設におたすねください。

【提出先】

在学する(卒業した)養成施設

試験内容

「食育インストラクター」に必要な知識(食育インストラクター教本から出題)

試験方法・問題数

正誤法・50問

合格発表

受験した養成施設におたすねください。

認定登録証・バッジの交付

合格者には、受験した養成施設を経由して、認定登録証・バッジが交付されます。

「食育インストラクター」認定登録までの流れ

